

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

UKCホールディングスは、継続的な成長、企業価値の向上を図っていく過程で、経営の効率化、透明性、健全性を維持・向上させるために、持株会社としてUKCグループ各社を適切に統治することをはじめとした各種施策及び組織体制の整備を実行し、株主やその他利害関係者の方々との信頼関係を築いてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)】

当社は、グループ執行役員、業務執行役員等の経営陣幹部の果敢かつ健全な提案を奨励しております。具体的には、経営会議にて提案を受け付け、協議・検討後、その重要性に応じて、取締役会において更に独立した客観的な立場での多角的かつ十分な協議・検討を行い、決議・承認しております。取締役会で承認された提案内容の実行は、担当管掌の取締役やグループ執行役員等がその実行責任を担います。

経営陣の報酬体系に関する中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させた健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けについては、その必要性も含め、取締役会等で協議・検討してまいります。

補充原則4-2(1)

上記原則4-2の項参照

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11(3)

当社では、原則毎月1回以上取締役会を開催し、重要案件の審議・決議を行っております。また、資料をあらかじめ配付あるいは説明のうえ、取締役会では十分な審議時間を確保して活発な議論を通じて、経営課題について十分な検討を行っております。

具体的な取締役会全体の実効性の分析・評価については、現段階では行っておりませんが、各取締役の自己評価等を参考に分析、評価を行い、その結果の概要を毎年開示することを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

投資対象会社との取引関係の維持・強化、業務提携、情報共有等が、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながるという観点から、投資額と期待収益、保有リスク、関連事業戦略の重要性等を総合的に勘案し、必要と判断した上場株式を政策保有する方針です。株式投資に関しては、投資額1億円以上のものは取締役会での承認を必要としています。主要な政策保有については、定期的にそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済的合理性や将来の見通しを検証し、継続保有の合理性を判断しております。

また、政策保有株式に係る議決権の行使については、議案の内容が投資先企業のガバナンス体制や株主価値に与える影響や当社の企業価値にもたらす影響等を総合的に勘案し、原則としてすべての政策保有株式について議決権を行使しております。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社では関連当事者間の取引(取締役の競業取引、主要株主や取締役と会社間の取引等)を行う際は、取締役会での審議・決議を要することとしております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社はホームページに経営理念、経営の基本方針、中期的ターゲットも含め、経営戦略・計画を掲載しております。また第2四半期、第4四半期決算時に発行する株主通信(株主様へのご報告)に経営戦略の進捗や営業の概況、経営指標等の情報を開示しております。

(2)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

有価証券報告書、コーポレートガバナンスに関する報告書、当社ホームページに開示しております。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

・方針

経営陣幹部、取締役の報酬決定の方針は、会社の業績との連動性を高めた報酬体系を基本としたものであります。報酬額は、社員給与最高額に役位ごとの報酬比率を乗じたものを基礎値として、それに会社業績を反映させております(取締役の報酬額等の総額については当社株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております)。

・手続

上記方針に従って、代表取締役社長、代表取締役副社長が原案を作成し、取締役会において独立社外取締役を含む取締役会メンバーが社長から趣旨等の十分な説明を受けながら原案の妥当性を確認した後、決議・決定しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

・選任・指名の方針

経営陣幹部…卓越した経験、識見、リーダーシップ、実行力、清廉潔白性を有すること

取締役候補…その者の持つ経験、識見、清廉潔白性、取締役会としてのバランスを総合的に勘案

社外取締役候補…会社法上の要件や東京証券取引所が定める基準に該当すること、中立の立場から当社経営陣に対して経営監視機能を果たせること、経営者として十分な経験、見識を備えており、当社の経営に有益なアドバイスをいただけること

監査役…当社グループの健全な経営と社会的信用の維持向上に貢献できること

・選任・指名の手続

経営陣幹部、取締役については、上記方針に従って、代表取締役社長、代表取締役副社長が原案を作成し、取締役会において独立社外取締役を含む取締役会メンバーが社長から趣旨等の十分な説明を受けながら原案の妥当性を確認した後、決議・決定しております。

監査役については、上記方針に従って、代表取締役社長、代表取締役副社長が原案を作成、監査役会の同意を経た上で、取締役会において独立社外取締役を含む取締役会メンバーが社長から趣旨等の十分な説明を受けながら原案の妥当性を確認した後、決議・決定しております。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役及び監査役候補者の経歴、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由については、株主総会招集通知参考書類に記載しております。次年度より、社外取締役、社外監査役候補者以外の新任候補者についても、個々の選任・指名についての説明を記載いたします。

【原則3-2. 外部会計監査人】

補充原則3-2(1)

(1)監査役会において、外部会計監査人選定・評価基準を策定しております。

(2)外部会計監査人との定期的な意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っております。なお、現在の当社外部会計監査人である有限責任あずさ監査法人は、独立性・専門性ともに問題はないものと認識しております。

【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4-1(1)

取締役会では、法令及び定款に定められた事項を含み、適法且つ迅速に、会社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に資する重要な事項に対する適切な意思決定を行っております。取締役会の決議事項は取締役会規程にて具体的に定めております。また、職務権限規程(職務権限基準表)において、金額等の量的基準及び質的基準に基づき、取締役会、代表取締役、管掌取締役・グループ執行役員、本部長、部門長等の意思決定機関または意思決定者の決裁、審議、承認等に関する権限を明確にしております。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社の独立社外取締役2名は、当社の業態であるエレクトロニクス商社と関連したグローバルな事業会社の経営経験者から構成され、その豊富な経験と経営・経済・会計・財務に関する専門知識に基づき、独立中立の立場から経営戦略・計画に対する意見を述べるなど、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与しております。また、独立社外取締役の割合は取締役総数5名に対して三分の一を超えており、当社の業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等から見て、適切と考えております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役の選任に当たっては、会社法上の要件や東京証券取引所が定める基準に加え、事業会社経営者としての十分な経験に基づく見識を持ち合わせており、中立・客観的見地からの的確な助言が果たせることを選任の基本方針としております。

また、上場証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者を独立社外取締役に指定しております。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11(1)

当社の取締役会構成の基本方針は、迅速かつ効果的な経営判断・意思決定が可能な規模とし、エレクトロニクス商社の経営に資する様々な知識・経験・能力やグローバルな視点において、バランスのとれたものとすることとしております。また、取締役の選任に関する方針は原則3-1(4)の通りです。

補充原則4-11(2)

事業報告及び株主総会参考書類において、各取締役・監査役の他の上場会社を含む重要な兼職を開示しております。現段階では、当社の社外取締役、社外監査役の兼任状況は合理的な範囲にとどまっていると認識しております。

【原則4-14. 取締役・監査役のトレーニング】

補充原則4-14(2)

当社では、取締役・監査役の役割や責務については、就任時を中心に外部セミナー出席等で研修を行うとともに、法令等のアップデートは社内の担当部署等から説明をする方針です。また、会社の事業、財務、組織等に関する知識については、取締役会において毎月輪番で行われる業務執行取締役やグループ執行役員等からの担当業務の業務執行状況や経営課題進捗状況の報告を通して習得する方針です。必要な外部セミナー等の費用は会社が負担いたします。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は以下の通りです。

- ・IR担当取締役(経営企画部門管掌役員)を中心とするIR体制を整備・運用する
- ・IR担当部署である経営企画部を中心に、総務、財務、経理部門や事業部門等の日常的な情報共有により有機的な連携を図る
- ・投資家、アナリストからの電話取材や個別面談に加えて、アナリスト・機関投資家向け決算説明会を年二回開催し、社長ならびに管理担当役員が説明を行っており、その模様はホームページの動画でも公開する
- ・面談結果に応じて、経営企画部のIR担当者から、経営会議や取締役会にフィードバックする
- ・株主、投資家、アナリストとの対話時には、当社の持続的成長、中長期的な企業価値向上に関する事項を中心テーマとすることにより、インサイダー情報管理に留意する
- ・株主、投資家からの対話(面談)の申込みに対しては、保有株式数、保有期間(その見込)、保有目的、面談要請等の理由を勘案し、合理的な範囲で代表取締役やその他経営陣幹部が対応することを検討する

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託ソニー株003口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	2,234,820	14.23
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUPPORTFOLIO)	1,404,600	8.94

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	699,000	4.45
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託東京都民銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	623,800	3.97
株式会社三菱東京UFJ銀行	496,860	3.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	419,100	2.66
中山 邦子	374,500	2.38
株式会社みずほ銀行	370,326	2.35
明治安田生命保険相互会社	295,239	1.88
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	246,200	1.73

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
大根田 伸行	他の会社の出身者					△		△					
島崎 憲明	他の会社の出身者												

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d,e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大根田 伸行	○	ソニー株式会社に1969年から2010年まで勤務	長年にわたってエレクトロニクス業界に従事し、業界に対する深い知見を有していることに加え、国際的企業の経営に携わった経験を持ち、経営・経済に精通した人材であることから、当社の経営全般に対して、さまざまな観点からの助言を期待できるものと判断し、選任しております。
島崎 憲明	○	住友商事株式会社に1969年から2011年まで勤務	長年にわたって総合商社の経営に従事し、グローバル経営や商社活動に関して豊富な経験と深い知見を有していることに加え、会計・財務に関連した公的職務に従事するなど、会計・財務分野やコーポレートガバナンスに精通した人材であることから、当社の経営全般に対して、さまざまな観点からの助言を期待できるものと判断し、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から会計監査に関する年次計画、中間報告、本決算報告を受けるとともに、その都度必要に応じてミーティングを開催しております。また、相互の質問・調査を通じた情報交換を行うことで、正確で妥当な会計監査が行えるよう取り計らっております。
会計監査人つきましてはあずさ監査法人に委嘱し、継続して会社法監査及び金融商品取引法監査を受けております。当社と同監査法人、業務執行社員との間には公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。
監査役は、内部監査部門である内部監察室の専任スタッフと連携し、業務執行が適法かつ適正・合理的に行われているかについて監査を行い、各部門に対して問題点の指摘・改善提案とそのフォローアップを行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松村 幸祐	他の会社の出身者													
坂倉 裕司	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松村 幸祐		当社主要株主であるソニー株式会社よりの受入（1990年よりソニー株式会社に勤務）	ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社企画管理部門企画管理4部において管理担当責任者の職にあり、現在の職務に係る知見が半導体及び電子部品事業を扱う当社の監査体制に資すると判断し、選任しております。
坂倉 裕司	○	日商岩井株式会社に1974年から1998年まで勤務 日商岩井証券株式会社に1999年から200	総合商社の財務関連業務、証券会社の経営者、そしてM&Aアドバイザリーフームの最高財務責任者を歴任しており、その長年にわたる

	5年まで勤務 GCA株式会社に2005年から2014年まで勤務	実務経験と培った各種識見に基づき、当社の経営を監視・監督していただくことが、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化につながると判断し、選任しております。 また、当社経営陣と直接の利害関係はなく高い独立性を有していることから、代表取締役を中心とした業務執行者から独立した立場での監督機能として、株主等から期待されている役割を十分に果たすことができると判断し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同氏を指定しております。
--	------------------------------------	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

通常の役員報酬の増減にて、当該取締役の業績に報いる対応を取っています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書と事業報告において全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、会社業績との連動性を高めた報酬体系を基本としたものであります。その内容は、社員給与最高額に役位ごとの報酬比率を乗じたものを基礎値として、それに会社業績を反映させるものであり、当該方針は取締役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役については、当社の総務人事部門総務部が窓口となり、取締役会等重要会議の内容・開催時期等についての伝達を担当しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

(取締役会、監査役会に関する事項)

当社取締役会は迅速な経営判断ができるよう取締役4名(内、社外取締役2名)の少人数で構成され、当社ならびに当社グループの経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況の監督をする機関であります。なお、取締役の任期は経営責任の明確化を図るために1年としております。

監査役会は社外監査役2名を含む3名の監査役によって構成され、重要事項について報告を受け協議、決議を行います。監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況の把握に努めるとともに、必要な報告を受けることとしております。

(社外取締役に関する事項)

当社の社外取締役である大根田 伸行氏は、長年にわたってエレクトロニクス業界に従事してきたことから、業界についての豊富な経験と深い知見を有しており、また、国際的企業の経営に携わった経験を持ち、経営・経済に精通した人材であります。その見識は、半導体・電子部品事業をコアとする当社グループの業務執行及び取締役会における意思決定に客観性と合理性を担保し、また、株主に対するアカウンタビリティという観点からも有効なものと考えております。

当社の社外取締役である島崎 憲明氏は、長年にわたって総合商社の経営に従事してきたことから、グローバル経営や商社活動に関して豊富な経験と深い知見を有しており、また、会計・財務に関連した公的職務に従事するなど、会計・財務分野やコーポレートガバナンスに精通した人材であります。その見識は、日本やアジア地域での商社事業をコアとする当社グループの業務執行及び取締役会における意思決定に客観性と合理性を担保し、また、株主に対するアカウンタビリティという観点からも有効なものと考えております。

(監査役の機能強化に係わる取り組み状況)

当報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係わる経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の【監査役関係】の項に記載しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社であり、社外取締役と監査役会との連携によるコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。同体制を採用しているのは、業務に精通した取締役による業務執行、意思決定に対して社外取締役が客観性・合理性を担保するとともに、任期4年の監査役3名（うち2名は社外監査役）が中長期的、客観的な視点から経営の妥当性のチェックを行うことが、継続的な企業価値向上につながり、ひいては、株主をはじめとしたステークホルダーの利益にもつながると考えているからであります。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	東証に発送日の2日前に掲出
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使制度を導入
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の発送日の2日前に公式ホームページの株主総会サイトに掲載 日本語HP http://www.ukcgroup.com/ir/shareholder.html 英語HP http://www.ukcgroup.com/english/ir/meeting.html 東証、議決権電子行使プラットフォームに提出

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	公式ホームページの投資家情報サイトに掲載 (URL: http://www.ukcgroup.com/ir/policy.html)	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向け決算説明会を年二回開催し、社長ならびに管理担当役員が説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	公式ホームページの投資家情報サイトに、決算短信・有価証券報告書・株主通信・アナリスト説明会資料等を掲載 (URL: http://www.ukcgroup.com/ir/index.html)	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: 経営企画部門 経営企画部 IR担当責任者: 大澤 剛	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場の尊重に関連した「行動規範」を策定(本ガバナンス報告書内の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」参照)
環境保全活動、CSR活動等の実施	公式ホームページにCSR専用サイトを設置 (URL: http://www.ukcgroup.com/csr/index.html)
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	公式ホームページにIR基本方針を掲載 (URL: http://www.ukcgroup.com/ir/policy.html)

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、CSR(Corporate Social Responsibility)への取り組みを企業経営の基本を成すものと位置付け、企業の社会的責任を果たすべく、コンプライアンス体制の推進・改善を積極的に行い、適正な業務執行のための体制を整備し運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムの基本方針を定めるとともに、今後とも社会・経済情勢その他の環境の変化に応じ不断の見直しを行い、その改善・充実に努めてまいります。

1. 取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は取締役及び使用人の行動規範として、企業倫理や法令を遵守し責任ある行動をとり、信用を重視し反社会的勢力との関係を遮断して、永続的に社会に貢献していくことを目的として「UKC行動規範」を制定し、管理・運用責任者としての代表取締役社長の下、コンプライアンス意識の高揚と徹底を図っております。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態で管理するものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるさまざまな損失の危険に対して適切に認識・評価するため、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理システムを整備します。

各部門の長である取締役及び使用人は各々その有するリスクの洗い出しを行い、危険の大小や発生の可能性に応じ適切な対策を実施し、損失の危険を最小限にとどめるために必要な対応を行います。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は環境変化に対応した当社グループ発展のための目標を定めるため、中期経営計画及び単年度計画を策定しております。取締役会は、毎月1回定期的に開催し、重要な事項について慎重な意思決定を行うとともに、経営と業務執行の分離の観点から、「業務分掌規程」・「職務権限規程」により職務権限と責任を明確にした上で、代表取締役及びその他業務執行を担当する取締役に業務の執行を行わせ、意思決定の迅速化を図り、職務の執行の効率化を確保しております。

また取締役会の下に経営会議を設けて、取締役会から委嘱された権限の範囲内で各部門の重要な執行案件について審議し意思決定を行っております。

5. 子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は持株会社として「グループ会社管理規程」に基づき海外現地法人を含む子会社及び関連会社に対する適切な経営管理を行っております。また当社の内部監査部門が子会社の業務監査を実施し、当社監査役が連携して子会社の監査業務を行う事で子会社における業務の適正を確保します。

6. 監査役の職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及び当該使用者の取締役からの独立性に関する事項

当社は現在、監査役の職務を補助する使用者はありませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ監査役の職務を補助する使用者を置くものとします。

なお、当該使用者の任命・異動・評価・懲戒は、監査役会の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保するものとします。

7. 取締役及び使用者が監査役会に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

(1)取締役又は使用者は監査役会に対し当社及びグループ各社の業務又は業績に与える重要な事項に加え、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、又は当社及びグループ各社に損害を及ぼす事実を知ったときは、その内容を速やかに報告するものとし、報告の方法については取締役と監査役との協議により決定します。

(2)監査役会は、必要に応じ代表取締役と情報交換を行い監査役監査の重要性と有用性に対する認識を一にし、監査の実効性を確保します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は取締役及び使用人の行動規範として、企業倫理や法令を遵守し責任ある行動をとり、信用を重視し反社会的勢力との関係を遮断して、永続的に社会に貢献していくことを目的として「UKC行動規範」を制定し、管理・運用責任者としての代表取締役社長の下、コンプライアンス意識の高揚と徹底を図っております。

「UKC行動規範」

UKCグループのすべての役員および社員は、日々の事業活動において、下記の行動規範に則り一人一人の業務を行います。

1. 基本姿勢

- (1)私たちは、関係法令及び社会規範並びに社内規程を遵守します。
- (2)私たちは、個性と人格を尊重します。
- (3)私たちは、社会の一員として環境問題への取組みを積極的に推進します。
- (4)私たちは、公平・公正かつ透明な関係を維持し、公正な取引を行います。
- (5)私たちは、親密なコミュニケーションを推進し真実を交信します。
- (6)私たちは、常に自己研鑽に努め、先導的ビジネスの推進者(チャレンジャー)として行動します。
- (7)私たちは、顧客ニーズに合致した最適な商品とサービスを提供し顧客との信頼関係を強固なものにします。

2. 社会との関係

- (1)政治家・政治団体への寄付、「励ます会」等のパーティーへの参加及び選挙・政治活動については、その必要性、妥当性を十分に考慮したうえ、「政治資金規正法」、「公職選挙法」等の関係法令に従って行います。
- (2)市民社会の秩序や安全を脅かす反社会勢力・団体に対しては断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断します。

3. 公正な取引

- (1)全ての取引において、自由競争原理に基づき、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」等の関係法令を遵守した公正な取り組

みを行います。

(2)市場における安定性や競争会社に対する優位性の追求と併せて、常に透明かつ公正な関係を維持するように努力します。

(3)仕入先・協力会社に対して、優越的地位を利用して不当に不利益を及ぼすこと、及び職務に関連して個人的な利益を受けることは断じて行いません。

4. 国際取引

(1)輸出入取引にあたっては、「外国為替及び外国貿易法」ほか国内外の関係法令を遵守し、適正に遂行します。

5. 環境の保全

(1)全ての企業活動の場において、地球環境保護の視点を失わず、省資源、省エネルギー、廃棄物削減に努めます。

(2)環境保護関係法令及び各種規制を遵守し、さらにPDCAサイクルによる監視・改善活動により、環境負荷の低減を図ります。

6. 株主・投資家等との関係

(1)株主・投資家等に対して、当社の会社情報を、関係法令に従い適時・公平に提供します。

(2)提供する会社情報は、常に正確を期し、機密保持の必要性も勘案して適切な時期、方法により情報発信を行います。

(3)家族を含め私たちは、職務や取引に関連して知り得た当社、関係会社及び取引先の未公表情報を利用して、株式の売買等有価証券に関する取引を決して行いません。また、その情報をを利用して第三者への利益提供または便宜供与をいたしません。

7. 会社財産・会社情報

(1)当社の有形、無形の資産は、会社規程に従い適正に管理し、私的用途に流用するなど業務目的以外に使用しません。

(2)当社の機密情報を厳重に管理し、在職中のみならず退職後も事前の許可なく開示・漏洩しません。

(3)業務上知り得た顧客等取引先固有の情報は、事前の許可なく開示・漏洩しないように厳重に管理し、正当な目的以外に使用しません。

(4)不正な方法を用いて、顧客等取引先や競争会社等の機密情報にアクセスしません。

(5)当社の知的財産権の維持、確保に努めるとともに、他者の知的財産権を尊重し、故意に侵害または不正使用をしません。

8. 接待・贈答

(1)顧客等取引先との接待・贈答品の授受に関して、健全な商慣習や社会通念の範囲を逸脱しません。

(2)国会議員や公務員及びその家族に対する接待・贈答は一切行わず、「国家公務員倫理法」等関係法令を遵守します。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の経営管理組織その他コーポレート・ガバナンス体制の概要を図示すると次のとおりであります。

